

種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情

2018年5月7日

習志野市議会議長様

陳情者 食糧・農業と国民の健康を守る千葉県連絡会
 (略称: 千葉県食健連) 議長 長平 弘
 農民運動千葉県連合会 会長 大木 傳一郎
 <住所・連絡先>
 〒289-1107 八街市八街は18番地
 電話 [REDACTED]

【陳情の趣旨】

日頃より千葉県農政の発展と地域農業の振興にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、昨年の通常国会で主要農作物種子法(種子法)廃止法が成立し、今年3月末をもって同法は廃止されました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稻・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種(奨励品種)指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた試験場等のとりくみが後退することがないよう予算措置の確保等、万全な対策を講じることが求められます。

また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。

こうした中、すでに平成29年5月31日付けで、千葉県農業協同組合中央会など4団体が「主要農作物種子法の廃止に係わる要請書」を千葉県知事に提出されていると認識していますが、こうした動きに積極的に応えることを期待するものです。

以上の趣旨から、下記事項について意見書を千葉県知事ならびに政府関係機関に提出することを陳情します。

【陳情事項】

1、試験場等のとりくみが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと。

1、地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じること。



国に対する地方消費者行政の財政支援を求める意見書提出に関する陳情

習志野市議会 議長 田 中 真 太 郎 様

陳情者

千葉市中央区中央4丁目13番9号

千葉県弁護士会会长 拝 師 徳



第1 陳情の内容

国に対し、地方消費者行政の財政支援（交付金等）の継続及び拡充を求めるため、
地方自治法第99条にもとづき、別紙意見書をご提出下さいますよう陳情致します。

第2 陳情の趣旨

国における地方消費者行政の充実・強化については、地方消費者行政交付金を通じて、財政的な支援が図られ、補正予算も含み、平成27年及び平成28年度は50億円、平成29年度は42億円が予算計上されていました。

しかし、平成30年度の消費者庁予算案は、地方自治体から60億円を超える交付金の要求がなされたにもかかわらず、わずか24億円にとどまり、地方自治体からの予算要請には全く応じられない状況となっています。

ところで、全国の消費生活センターに寄せられる消費者被害やトラブルに関わる相談件数は、1985年に10万件以下だったものが、ここ10年間で90万件前後を推移しており、高止まりの状況にあります（なお、近年の消費者庁の報告によれば、消費者被害・トラブルにあった人の中で消費者生活センター等の行政窓口に相談・申出をした人は僅か7.0パーセントに留まりますので、この相談件数自体、氷山の一角であると言わざるを得ません）。

その中でも、とりわけ高齢者の消費者被害・トラブルが増加の一途を辿っており、判断能力が低下した高齢者の弱い立場につけ込む悪質商法・詐欺商法が深刻さを増しています。

さらに、今後、民法改正により成年年齢を20歳から18歳へ引下げることも予定されており、判断能力がまだ十分でない若年層をターゲットにした消費者被害の拡大も強く懸念されています。

このような状況の中、地方消費者行政交付金が大幅に削減されるとなれば、消費生活相談員や相談窓口の担当者を減員せざるを得なくなったり、必要な消費者者教育・啓発活動を実施できない事態が生じる等、消費者行政の大幅な後退を余儀なくされ、ひいては地域住民の消費者被害が拡大するおそれすらあります。

つきましては、地方消費者行政交付金を十分に確保し、地方消費者行政の充実を図るため、上記第1記載のとおり陳情させて頂いた次第です。

以上



習志野市議会議長

田中 真太郎殿

ポートピア行政協定「青年対策」の実効性ある見直しを

巨大ギャンブル場習志野ポートピアを巡る経営環境はすっかり変わってしまいました。この12年間、「捕らぬ狸の皮算用」ではありませんが、舟券の売り上げは下がる一方、環境整備費も3億は固いとされた見込みが、1億に届くか否かという状況です。減少傾向に歯止めをかけようと、マーケット開拓と合理化に業者は必死のようです。

今日5月24日、千葉テレビ（上田誠也社長、3ch）を茶の間で見ていて驚きました。それは、尼崎競艇場からの「SG（45回）ボートレース オールスター」ライブ中継、1時間番組でした。「明日は決勝」と予告していました。相当の広告料だと思います。最近時々、民放のテレビで競艇広告が流されていました。しかし実際、お茶の間に、1時間に亘り、轟音をあげ、飛沫を飛ばす動画と、選手のファンづくり、レース予測と配当を解説などして見せるのは、正に年齢や性別を超えて、家庭の中に競艇ファンを広めるためだと実感しました。

そうした背景について、「ボートレース業界における、スマホを主とする電話投票の売り上げ増は対前年比27, 6%であり、このまま推移すれば、全体売り上げの半分のシェアとなるような状況変化」だと業界人は予想しています。

こうした現況に接しますと、ボートピア習志野との行政協定、特に「青年への対策」については、改めて、その不十分さが分かります。習志野市の環境委員会への忠実な対応は評価されますが、こうした舟券購入方法の変化や、マス・メディアの報道などについても、ぜひ府内の「ボートピア習志野検証委員会」でご検証願いたいと思います。

東洋エンジニアリングも赤字転落で、早々にボートピアからの全面撤退し、日本モーターボート競走会も本場経営に集中するためか、今年、習志野ボートピアの委託事業から手を引きました。現在の施行委託者、施設所有者は「行政協定」当事者としては初めてであり、適格性を備えているかどうか懸念を抱かざるを得ません。それを裏付けるかのような節度を超えた事実がありました。去る平成29年11月の環境委員会です（第33回議事録より）。

日程は「会議の後、江戸川競走場の視察を行い、昼食をはさんで、レースを観戦してもらいます」。当日欠席の委員が5名と多かったのも頷けます。習志野市、市教育委員会、7中学区青少年育成連絡協議会、市PTA連絡協議会、千葉工大など教育関係の委員によるボートピア環境委員会委員における「青年対策」見直しについての協働を心から望みます。

上記趣旨から、習志野市に対して、行政協定の「青年対策」の実効性のある見直しをされるよう、議会の決議を求め陳情します。

2018年5月26日

陳情者 竹川 未喜男

習志野市袖ヶ浦2-7-8-406



習志野市議会議長

田中真太郎殿

まちづくり会議制度の抜本的改善について

本年3月議会において、央議員から「藤崎地区における図書館、青年館などの統廃合について、反対というのが市民の声です。市側の一方的押し付けは止めて欲しい」との質問がありました。これに対して、遠藤資産管理室長は「コミュニケーションは必要であり、適格な情報をもとに説明を繰り返してきました。各地域のくまちづくり会議>では、ゆうゆう館は平成27年10月17日、あづま青年館は平成29年11月4日、^{に移}藤崎公民館については平成29年11月14日とそれぞれ了承されたと思っています。藤崎図書館は平成30年2月4日の地域訪問で市民と話し合ってきました。」と答弁されました。

この質疑を通じて私たちは市民合意の場として「まちづくり会議」の存在を知ることになりました。習志野の「まちづくり会議」は先駆的で他市の模範となる制度として知られています。この「まちづくり会議」は、半世紀もの間、習志野市における行政民主化の根幹をなす制度として継承されてきました。理想家肌の方が精魂込めて作られたと聞いています。

「職員の姿勢・発想を住民本位に」とか、「官僚主義的体質の排除」が目的の中に書き込まれ、「タテ割行政」の弊害排除や、「職員の地域担当制」による、コミュニティ^{住民}の意見・要望を受け止め、市政へ反映させる」などが制度の柱とされています。

その歴史の中で、秋津や、津田沼等のように、地域住民と行政の切磋琢磨で比較的進んだ「まちづくり会議」もありますが、総じてみれば、身近で重要な「予算会議」や、「ゴミゼロや花いっぱい運動」や地域の諸行事と「まちづくり会議」の繋がりも知らないのが普通です。ニュースの発行や、町会や自治会への報告もないで、「まちづくり会議」と一般市民、とは回線断絶のような状況にあります。

他方、何百人という地域担当職員からすれば、「本来業務に支障をきたさない範囲で」と言われても、実際に「コミュニティ^員として市民と一緒に問題解決にあたる」とか、横断的な庁内組織への持ち込みと言ふ^{こと}も容易ではありません。所詮、精神主義に終わってしまうのではないかでしょうか。

冒頭の議会質疑も市民の不満は解決されていません。央議員が示唆された「市民と行政との深刻なかい離」は、上述のように「まちづくり会議」制度自体に起因していると思います。この際、市民との協働作業として、その内容と運営について検証し、次期市政の課題として、その抜本的見直しと、基本条例による改善策に着手すべきだと考えます。

上記趣旨から、「まちづくり会議」制度の抜本的見直しに入るよう、習志野市に対して市議会の決議を求め、陳情とします。

2018年5月28日

陳情者 竹川未喜男

習志野市袖ヶ浦2-7-8-406



習志野市議会議長

田中 真太郎 殿

市議会への市民の参加制度の検討を求める陳情

(陳情項目)

市議会に市民が直接参加して議案や審議に対する意見や発言等ができる機会を設けるよう市民の議会参加制度の検討を求めるべく陳情します。

(陳情の趣旨)

議会に市民が参加できる制度としては、請願、陳情、意見書、パブリックコメント等々がありますが、習志野市議会に於いては市民が市議会に参加して意見などを述べるという機会が制度としてはありません。議長や委員長などの裁量により、請願者や陳情者などを市議会に呼び発言することは出来ますが、過去に例はあったものの昨今では見当たらないのが現状です。

市民を議会に呼ぶ必要性についての考え方の主なものとしては、地方議会は民意の代表機関であり議会を構成する議員は市民が代表を選ぶ選挙で選ばれたものという考えがあろうと思われます。議員がそれぞれの支持してくれた市民を代表しているので改めて市民の議会への参加は必要がないという考え方であるとも思われます。

しかしながら各議員は地方自治全体を代表する立場に立つのであれば、自らに投票した有権者のみならず、自らの支持母体を超えた幅広い様々な市民の意見を聞く必要があるとも考えられます。それには議会における議員間の討論のみならず、市民との討論を通じてより良い政策が形成されてゆくこともあるのではないかでしょうか。特に市民の意見・意向が分かれていると思われる場合はなおさらなのではないでしょうか。

全国の議会の一部では市民参加を進めている議会も出てきました。

愛知県名古屋市議会では「市民 3 分間議会演説制度」が実施され、各委員会 7 人が発言する機会を与えられています。

栃木県大田原市では「市民 5 分間演説」の実施により、自分の意見を自由に発言することができます。

茨城県取手市議会では議会基本条例による「演説(発言)制度」により、傍聴人からも発言の申し出があった場合、必要かつ適当と認められたときはその発言が許可されます。また請願者、陳情者から発言の申し出があった場合は特別の理由がない限りは提案者の意見を聞く機会を設けなくてはならないこととなっていきます。

北海道十勝総合振興局の音更町議会では議会活性化の一環として「議場で一言」2~3 分間自由テーマで事前の申し込みなしで 10 名程度が本会議の一般質問終了後発言できます。

愛知県犬山市議会では、「市民フリースピーチ制度」が施行され、各定例会に 1 回実施されています。犬山市政に関することについて 1 人 5 分以内 7 名(人数が多い場合は抽選)の発言が許されています。

上記以外にも採用している議会はあろうかと思いますし、これからも増えて行くことも予想されます。これらは議会基本条例による制度化や会議規則などの修正によりに実施することは可能と考えられます。

貴議会においては現在、「議会改革検討協議会での検討事項」の中で議会基本条例の制定が検討されています。その中で議会基本条例は、「議会及び議員の活動原則や、議会運営、議会と市民・行政の関係、議会の機能強化などの基本的事項を定め、多様化した市民意識に適切に対応し、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的として制定するものです」とされています。

このような動向と併せて、議会基本条例の検討の中、若しくは会議規則の修正の中に於いて「市議会への市民の参加制度」についても検討いただきたい陳情いたします。

(ご参考までに取手市議会の議会基本条例の該当部分を記載します)。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、市民と多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 3 議会は、請願(請願の例により処理する陳情を含む。以下「請願等」という。)を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における当該請願等に係る質疑が終結するまでの間に請願等の提出者から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において提出者の代表の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ適当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、請願等の提出者は、自らが提出した請願等について傍聴人として発言することはできない。

2018年5月25日
習志野市香澄 2-1-6
川辺 俊一

